

みやぎNPOプラザ指定管理者募集に係る質問に対する回答

Q 1) 【現施設の閉館時期及び令和11年度事業について】

現在整備が進められている宮城県立劇場（県立劇場・みやぎNPOプラザ複合施設）は、令和11年3月中の開館予定とされていますが、現在のみやぎNPOプラザはいつ閉館する予定でしょうか。令和11年3月31日まで現施設において通常どおり管理運営を行うことを想定しているとの理解でよろしいでしょうか。

あわせて、管理運營業務仕様書に記載されている各事業について、令和10年度はいつまでの実施を想定しているのでしょうか。現施設の閉館時期に応じて、事業実施回数や実施内容が変更となるかどうか、ご教示ください。

さらに、現施設の閉館後であっても、指定期間内であればオンラインによる相談事業や研修事業などを実施することは可能でしょうか。

A 1) 現時点では、令和11年3月31日まで管理運營業務を実施することを想定しているため、令和10年度の事業についても、仕様書に記載している各事業を実施することを基本としてください。

なお、閉館に伴い実施回数や内容の変更が必要となる場合は、県と指定管理者が協議の上決定します。また、施設閉館後であっても、指定期間内に実施可能な相談事業や研修事業等については、実施方法を県と協議の上、オンライン等による実施を認める場合があります。

Q 2) 【収支計画及び利用料収入の考え方について】

令和10年度の事業計画及び収支計画については、令和11年3月31日まで現施設において通常どおり管理運営を行うことを前提として作成すればよいでしょうか。

もしくは、新施設の開館に伴う現施設の利用停止や閉館準備等を見込み、事業内容や収支を反映した計画を作成することを想定しているのでしょうか。

あわせて、利用料金収入についても、通常どおり施設を運営することを前提として積算すればよいでしょうか。

なお、県の方針により現施設の閉館時期の前倒しや利用制限等が行われ、その結果として利用料金収入が減少した場合には、指定管理料の変更や損失補填などの措置を講じる予定はありますでしょうか。

A 2) 令和10年度の事業計画及び収支計画は、令和11年3月31日まで現施設において通常どおり管理運營業務を実施するものとして作成してください。利用料金収入についても同様です。なお、閉館時期の変更や利用制限等が生じた場合の取扱いについては、その時点の状況を踏まえ、県と指定管理者との間で協議の上決定します。

Q 3) 【新施設への移転及び引継ぎ業務について】

新施設への移転に伴い必要となる、備品等の移設、資料・備品の整理、利用団体等への周知・案内、各種事務の引継ぎその他移転準備に係る業務については、指定管理業務に含まれるのでしょうか。

含まれる場合は、それらに要する人件費や消耗品費、運搬費等の経費についても、指定管理料に含めて積算するとの理解でよろしいでしょうか。

また、2年間の指定期間の指定管理業務に含まれない移転業務がある場合は、その範囲及び費用負担の考え方についてご教示ください。

A 3) 募集要項及び仕様書に定める指定管理業務の範囲内で必要となる利用者への周知や通常の事務引継ぎ等は指定管理業務に含まれます。一方、新施設への備品移設や大規模な移転作業等については、現時点で指定管理業務には含んでいません。必要となる業務及び費用負担については、内容が明らかになった段階で別途整理し、必要に応じて協議します。

Q 4) 【原状回復及びリスク分担について】

指定期間終了日の令和11年3月31日までに原状回復及び施設の引き渡しを完了する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。

また、新施設への移転に伴い原状回復の範囲や方法に特例がある場合はご教示ください。

さらに、新施設開館に伴う現施設の利用停止、閉館準備等については、別紙5「リスク分担表」のどの区分に該当すると考えればよろしいでしょうか。

A 4) 事業終了時における原状回復については、募集要項「Ⅰ 施設の概要と管理運営方針について 第10 原状回復及び事務引継」及び別紙5「リスク分担表」のとおりです。

新施設開館に伴う利用停止等が生じた場合の取り扱いについては、前述(A 2)のとおりです。

Q 5) 【賃金・物価等水準の上昇分の積算について】

人件費及び物価上昇については、申請者が合理的な根拠に基づいて見積もった額を収支計画へ反映してよいとの理解でよろしいでしょうか。また、県として想定している上昇率等がありましたらご教示ください。

A 5) 人件費及び物価上昇については、応募者において合理的な根拠に基づき見積もった額を収支計画に計上してください。

Q 6) 【自主事業について】

自主事業については、仕様書に定める指定管理業務を補完・発展させる内容や、既存事業を拡充した内容を提案することは可能でしょうか。

また、令和10年度において、県の方針による施設の閉館や利用停止等により自主事業の実施が困難となった場合には、事業内容の変更や中止を認めることを想定しているでしょうか。

あわせて、その場合に発生した経費や損失について、県の考え方があればご教示ください。

A 6) 提案可能です。なお、施設の閉館や利用停止等が生じた場合には、事業内容の変更又は中止について県と協議するものとします。損失補填等については、その時点の状況を踏まえ、県と指定管理者との間で協議の上決定します。